

令和3年度

第24回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和4年3月11日（金）
開会14時35分 閉会15時35分

場 所 教育委員室

令和3年度
第24回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

第2号議案 大分県立高等学校学則等の一部改正について

第3号議案 大分県文化財保護審議会委員の任命について

第4号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の任命について

第5号議案 令和4年4月1日付け人事異動について

(2) 報 告

① 高等学校等就学支援金に係るオンライン申請の導入について

② 仕事発見・夢発見事業の実施報告について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	岡 本 天津男
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	高 鈴 木 恵 代
	委 員	岩 武 茂 代
事務局	教育次長	渡 辺 登
	教育次長	久保田 圭 二
	教育次長	米 持 武 彦
	参事監兼教育財務課長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課長	重 親 龍 志
	教育人事課長	大 和 孝 司
	義務教育課長兼幼児教育センター所長	武 野 太
	高校教育課長	三 浦 一 雄
	文化課長	森 健 治
	教育改革・企画課 主幹 (総括)	門 野 秀 一
	教育改革・企画課 主査	末 松 敬 雅

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(岡本教育長)

委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議題ごとに、関係課長のみ入室しますので、よろしく申し上げます。

(岡本教育長)

それでは、ただ今から、令和3年度第24回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(岡本教育長)

本日の議事録の署名については、岩崎委員に申し上げます。

会期の決定

(岡本教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は15時45分を予定していますので、よろしく申し上げます。

議 事

(岡本教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっておりますが、第3号・第4号・第5号議案については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第3号・第4号・第5号議案については、非公開といたします。

(岡本教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、その後、非公開による議事を行います。

【議 案】

第 1 号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

(1 課〔教育改革・企画課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第 1 号議案「大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明をしてください。

(重親教育改革・企画課長)

第 1 号議案「大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について」説明します。本議案は、1 月第 2 回の教育委員会会議で協議しました来年度の組織改正等に伴うものです。

説明は、7 ページの資料で行います。1 ページと 2 ページには議案書、3 ページから 6 ページには新旧対照表、8 ページから 10 ページには、組織改正の概要をつけております。

それでは、資料 7 ページをお開きください。

「1 改正を行う規則」ですが、今回は「大分県教育委員会行政組織規則」をはじめとする 3 つの規則が改正対象となっております。それぞれ、「2」で改正理由を、「3」で改正内容を記載しています。規則ごとに説明しますので、上下見合わせながらご覧ください。

まず、(1) の「大分県教育委員会行政組織規則」についてです。改正理由は、「2 改正理由」の (1) のとおり、令和 6 年 4 月に開校予定の大分地域の新設特別支援学校の開校準備及び令和 6 年度に北部九州 4 県で合同開催予定の全国高等学校総合体育大会の開催準備によるものです。

改正内容は、「3 主な改正内容」の (1) のとおり、①「特別支援教育課」内に「新設特別支援学校開校準備班」を新設するとともに、②「体育保健課」内に「全国高校総体準備班」を新設します。

次に、(2) の「大分県立図書館管理規則」についてです。

改正理由は、「2 改正理由」の (2) のとおり、著作権法の一部改正に伴う情報提供サービスの充実やと郷土資料の利用に関する県民ニーズへの対応によるものです。

改正内容は、「3 主な改正内容」の (2) のとおり、「調査相談・郷土情報担当」を「情報サービス担当」と「郷土資料利用担当」に改組します。

最後に、(3)の「宿日直手当の額を定める規則」についてです。
こちらについては、今回の一連の組織改正に係るものではなく、「2 改正理由」の(3)のとおり、大分県立国東高等学校双国校が廃止となることから、当該規則から「大分県立国東高等学校双国校」の文言を削る改正を行うものです。

施行期日は、公布の日の令和4年4月1日を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(岡本教育長)

よろしいですか。

それでは、第1号議案の承認について、お諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

第2号議案 大分県立高等学校学則等の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室)

(岡本教育長)

次に、第2号議案「大分県立高等学校学則等の一部改正について」提案しますので、高校教育課長から説明をしてください。

(三浦高校教育課長)

「大分県立高等学校学則等の一部改正について」説明します。

今回、改正を提案する規則は、「大分県立高等学校学則」及び「大分県立特別支援学校学則」です。

資料6ページをご覧ください。

改正項目は3つとなっています。「2 改正理由」をご覧ください。

1つ目の改正は、学校間連携及び定通併修の対象拡大関係です。多様な学習ニーズに対応するため、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令により、学校

間連携及び定通併修による単位認定の対象が、科目の単位のみならず、「総合的な探究の時間」の単位も含まれることとなったことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

学校間連携とは、生徒が他の高等学校において一部の科目の単位を修得した場合、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができる制度です。

定通併修とは、通信制の課程の生徒が、自校の定時制の課程又は他校の定時制若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得した場合、あるいは、定時制の課程の生徒が、自校の通信制又は他校の通信制の課程において一部の科目の単位を修得した場合、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができる制度です。

2つ目の改正は、国東高校双国校廃止関係です。大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例により、大分県立国東高等学校双国校が廃止されることに伴い、規定の整備を行うものです。

3つ目の改正は、入学料オンライン決済導入関係です。大分県電子申請システムによる県立高校の入学料に係るオンライン決済（クレジットカード決済）の導入に伴い、規定の整備を行うものです。

改正内容については、資料3ページから資料5ページの新旧対照表をご覧ください。「大分県立高等学校学則」第12条及び第13条の2並びに「大分県立特別支援学校学則」第10条の2に、「総合的な探究の時間」を加えます。

また、「大分県立高等学校学則」別表から「大分県立国東高等学校双国校」に係る部分を削除します。

そして、「大分県立高等学校学則」第16条の入学料納付方法に係る部分を改正します。

施行期日は、令和4年4月1日を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(岩崎委員)

学校間連携について、実際にどのように活用されていますか。また、どのような計画をされていますか。

(三浦高校教育課長)

現在、該当する学校はありませんが、過去、佐伯豊南高校と佐伯鶴岡高校が統合される過程で、連携して授業を行い、単位を認定している年度がありました。生徒の教育活動を相互補完する目的で行っていました。

(岩崎委員)

今回この制度を整備したことで、新しく何か計画をしていることはありますか。

(三浦高校教育課長)

現在そういった計画はありませんが、今後どのような対応ができるか検討したいと考えています。

(岡本教育長)

CORE (コア) ハイスクール・ネットワークは、この制度に該当しませんか。

(三浦高校教育課長)

CORE (コア) ハイスクール・ネットワークについては、教員に兼務をかける取り扱いを行い、他校の乗り入れという整理ではありませんので、この制度には該当しません。

(岩崎委員)

定通併修は、現在どのように活用されていますか。

(三浦高校教育課長)

現在、大分工業高校定時制の生徒が利用しています。

(高橋委員)

転入学試験を受けた場合、県立高校と私立高校間で転校できますか。

(三浦高校教育課長)

私立高校から県立高校への転入学の場合、県立高校の入試を経ていないという理由から、あまり認めるケースはありませんが、他県の高校から転入学する場合は、3年間の教育課程を見定めて、単位認定ができるかを検討し、転入学を認めるケースがあります。

(高橋委員)

県外からの転入も含めて、私立高校はあまり例がありませんか。

(三浦高校教育課長)

転入学については、県立高校から県立高校を原則としていて、県外からの場合も県立高校の生徒であるという点を考慮しています。

(岩武委員)

学校間連携に「総合的な探究の時間」が加わったことは、どのようなことを想

定しているのでしょうか。例えば、新しくできるようになったことなど、具体的な事例はありますか。

(三浦高校教育課長)

「総合的な探究の時間」については、各学校で計画し実施している状況ですが、STEAM教育などで、各学校で連携して授業ができるのではないかと考えています。人材やいろんなフィールドをもった学校同士がつながって補完していける制度であると考えています。

(久保田教育次長)

学校間連携・定通併修の制度は、少子化で、学校規模が小さくなり、また、地域に限られた学校しかないような状況の中で、いろんな連携を広域的に行い、生徒の学びの幅を広げようという流れが前提としてあります。

そのような中で、今回の改正は、「総合的な探究の時間」においても学校だけで完結するのではなく、いろんな資源を活用して、複数の学校に渡って県内全域でやっていくというもので、単位認定についても、他校と連携したのもも認めるというものです。

転入学については、大分県出身の中学生を対象とした場合は、高校入試の段階で一度、進路決定をしているため、例えば、その生徒が引っ越し等で福岡県の私立高校に進学し、その後、大分県に帰ってきた場合、県立高校に転入することは難しいのですが、通常は、同じ学習指導要領に則って指導していますので、かなり柔軟に転入学を認めています。

(岩武委員)

私が高校教育課で勤務していたときの話ですが、高専(大分工業高等専門学校)や私立高校からの転入の場合、本来の制度から考えていくと、厳密には転入を全く認めないということは難しいと聞いたことがあります。運用の中で、柔軟に対応しているのだと思います。

(高橋委員)

転入学試験を受け、成績をしっかりとれた場合はよいのでしょうか。その場合でも県立と私立の関係があるのでしょうか。

例えば、家庭環境に問題があって、引っ越しをして、住んでいる他県の地域から大分県内の高校に通いたいという場合で、県立高校へ通うことができるのかどうかというようなケースを質問されることがあります。

定員割れをしている県立高校もあるため、どうにかならないのでしょうか。

(三浦高校教育課長)

規則上、私立高校から県立高校への転入はできないということは、明文化されていません。私立高校を退学し、県立高校の転入学試験を受けたいという場合、

引っ越しの場所を確認し、近辺に私立高校がないかどうかという点等を調査し、そのうえで生徒に学ぶ場所がないというときは検討の余地はあると思います。

(高橋委員)

他県や県内の引っ越しの場合、いずれにしても生徒の学びたいという気持ちを重視し、柔軟に対応していただきたいと思います。

(岩崎委員)

「大分県立高等学校学則」第13条の2関係ですが、この学校間連携というのは、校長先生の裁量で私立高校の単位を県立高校の単位にできるということでしょうか。

(三浦高校教育課長)

そのとおりです。

(岡本教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

【報 告】

① 高等学校等就学支援金に係るオンライン申請の導入について

(2課〔教育改革・企画課、教育財務課〕入室)

(岡本教育長)

次に、報告第1号「高等学校等就学支援金に係るオンライン申請の導入について」教育財務課長から説明をしてください。

(山上参事監兼教育財務課長)

「高等学校等就学支援金に係るオンライン申請の導入について」説明します。
資料をご覧ください。

高等学校等就学支援金の概要ですが、国による家庭の教育費負担軽減を図るための授業料支援の仕組みで、県が生徒本人に代わって受取り、授業料に充てるものです。

保護者等の所得基準があり、年収目安約910万円未満の家庭が対象になります。

オンライン申請については、文科省の高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien（イーシエン）を利用して実施します。学校から配布されるID、パスワードをもとにログインし、受給希望意向の登録、生徒情報の確認、保護者情報の入力、収入状況の登録を行います。

メリットとして、申請者はスマートフォン等でどこでも申請ができます。また、紙で個人番号を提出する必要がなくなり、個人番号漏えいのリスクが減少します。学校も、紙書類の受領、システムへの入力の手間がなくなり、事務負担軽減が期待できます。

なお、オンライン申請ができない方は、従来通り紙による申請ができ、個人番号を提出しない場合でも課税証明書での所得確認が可能となっています。

説明は、以上です。

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(鈴木委員)

就学支援金の手続きをしたことがありますが、煩雑だった印象があります。スマートフォンでできるようになれば便利になり、大変良いと思います。

② 仕事発見・夢発見事業の実施報告について

(2課〔教育改革・企画課、義務教育課〕入室)

(岡本教育長)

次に、報告第2号「仕事発見・夢発見事業の実施報告について」義務教育課長から説明をしてください。

(武野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

「令和3年度OITA仕事発見・夢発見事業」について、報告します。

資料をご覧ください。

まず、「目的」についてです。この事業は、生徒の職業観・勤労観の形成や社会的・職業的自立に向けた力の育成、また、各学校が地域産業を教材化し、地域の産業・職業等への意識向上などを目的としています。令和3年度は、佐伯市、豊後大野市、豊後高田市で実施をしました。

次に、「内容」についてです。先ほど申し上げました3地域において、中学生と高校生が協力して各地域の企業を取材しました。参加校と取材先については、資料の中段の表に掲載しております。

取材を通して、生徒たちは、職業人の働くことへの気概等に触れ、自分たちの

未来や地域の未来について考えたことを動画で編集しました。本日は、豊後大野市の中学生と県立三重総合高校の生徒と一緒に作った動画の一部をご視聴いただきたいと思います。

【動画上映（約3分間）】

参加した生徒の感想には、「自分のやりたい仕事は地元にもあると知りました。夢に向けて頑張ります。」や「農業の楽しさや人の温かさを感じられたので地元で就職するのもいいと思った。」などがあり、ふるさとで生きること・働くことについての考えを広げたり深めたりすることができていました。

このDVDは、地域の教育資源を活用した教育活動の推進に資するため、県内の公立中学校、県立高等学校に配付することになっております。

令和4年度については、日出町、由布市、日田市で実施する予定です。

後ほど、完成したDVDを教育委員の皆さんのお手元にお届けしますので、是非、ご覧になってください。

以上で報告を終わります。

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

大変すばらしいと思います。

(岡本教育長)

それでは、非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かありますか。

(岡本教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出をしてください。

【議案】

第3号議案 大分県文化財保護審議会委員の任命について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第3号「大分県文化財保護審議会委員の任命について」提案しますので、文化課長から説明をしてください。

(説明)

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りします。
承認される委員は、挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第3号議案については、提案のとおり承認します。

第4号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の任命について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第4号「大分県先哲叢書編さん審議会委員の任命について」提案しますので、文化課長から説明をしてください。

(説 明)

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

それでは、第4号議案の承認についてお諮りします。
承認される委員は、挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岡本教育長)

第4号議案については、提案のとおり承認します。

第5号議案 令和4年4月1日付け人事異動について

(1課〔教育人事課〕入室)

※職員の人事異動に関することであるため、議案審議に必要な職員のみ在室
(記録をする職員及びその他の職員は退出)